

5. 「消費税」を知らう

1 消費税について

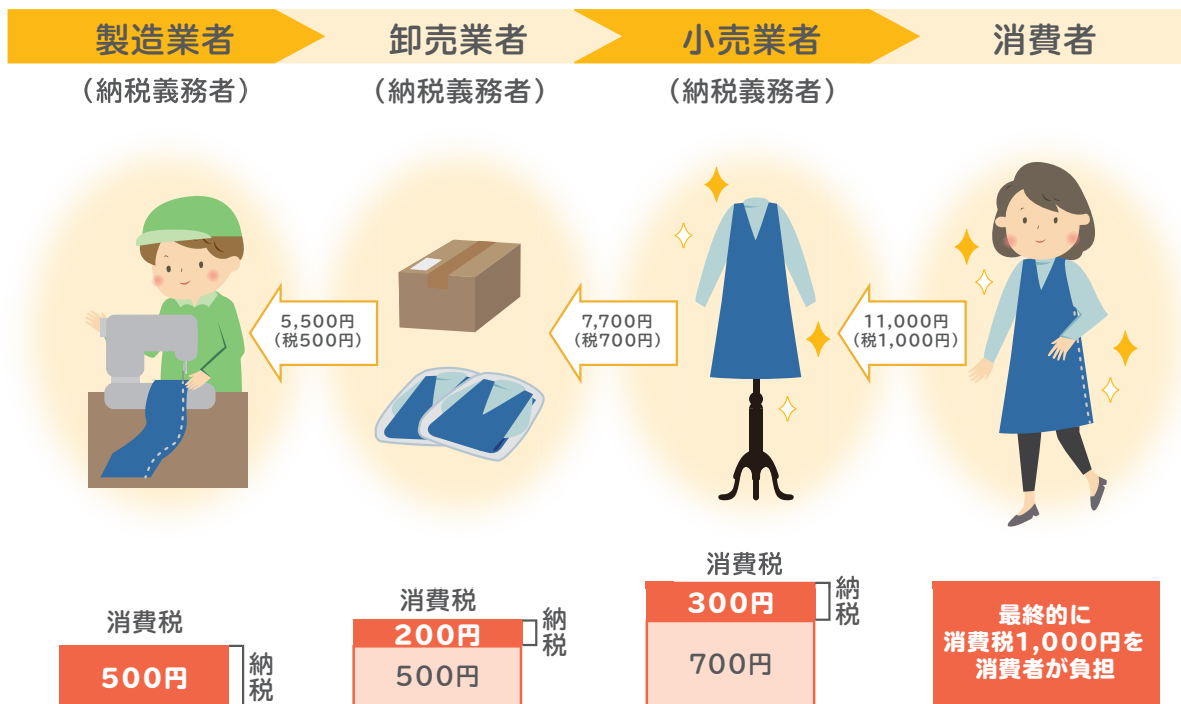
消費税は、消費一般に対して広く公平に課される税です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などが課税対象であり、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税されます。また、税の累積を排除するために、事業者は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。

事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれ、最終的には消費者が負担することが予定されています。（「**直接税**」と呼ばれる所得税などに対し、このように納税義務者と実質負担者が異なる税を「**間接税**」と呼びます。）

※本章においては、消費税（国税）と地方消費税（地方税）を合わせて「消費税」と表記しています。

消費税の仕組み

消費税は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。



2 消費税収の使途について

社会保障の財源は、基本は保険料による支え合いですが、保険料のみでは負担が現役世代に集中してしまうため、税金も充てています。また、急速な高齢化に伴い社会保障の費用は増え続け、借金に頼る分も増えており、将来世代に負担を先送りしている状況です。

私たちが受益する社会保障の負担をあらゆる世代で分かち合い、現在の社会保障制度を次世代に引き継ぐためには、**安定的な財源の確保**が必要です。

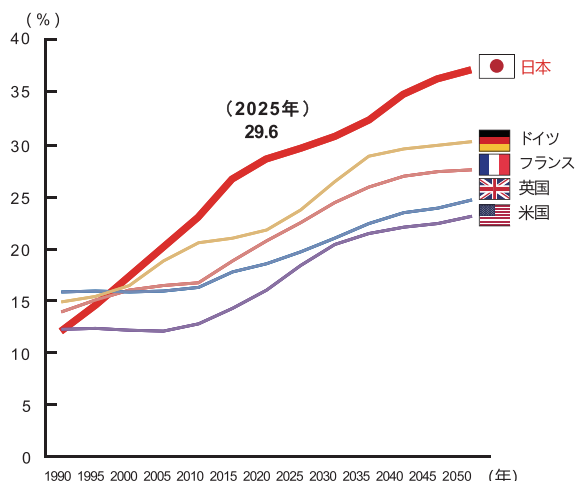
こうした背景の下、消費税率は、平成26年(2014年)4月に5%から8%、令和元年(2019年)10月に8%から10%に引き上げられました。

消費税率引上げによる増収分は全て社会保障に充て、従来、高齢者中心となっていた社会保障制度を拡充し、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など子育て世代や現役世代のためにも使えるよう、「全世代型」の社会保障に転換しました。

※消費税は、現役世代など特定の世代に負担が集中せず、税収が景気の動向に左右されにくいことなどから、社会保障の安定財源に適しています。

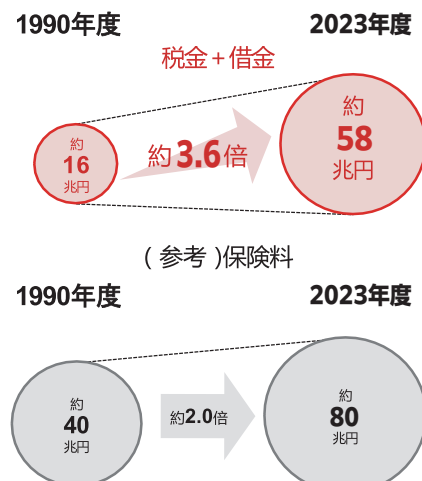
日本の高齢化率

(高齢化率=総人口に占める65歳以上人口の割合)



(出所) 日本: 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「(出生中位・死亡中位仮定)」
諸外国: 国連「World Population Prospects 2024」

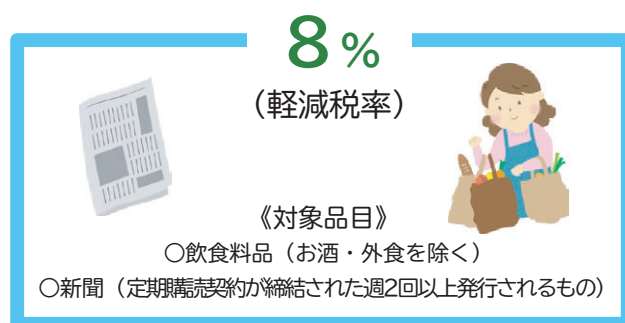
社会保障給付を賄う 税金や借金の増加



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度社会保障費用統計」

3 消費税の「軽減税率制度」について

消費税率10%への引上げと同時に、所得の低い方々への配慮の観点から、飲食料品（お酒・外食を除く）等の購入に係る税率については8%とする軽減税率制度を実施しています。



インボイス制度（適格請求書等保存方式）

軽減税率制度の実施により、消費税率が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率となったため、事業者が消費税の税額を正確に計算するために必要な仕組みとして、令和5年10月からインボイス制度が導入されました。

インボイスを発行する事業者に対して、請求書等に適用税率や税額を明記して交付することが義務付けられるため、売り手と買い手で適用税率などに誤りがないか確認できるようになります。

インボイス（適格請求書）のイメージ

請求書
« 12月分 » ○年○月○日
●●（株）御中 （株）△△

① 登録番号：T123456...

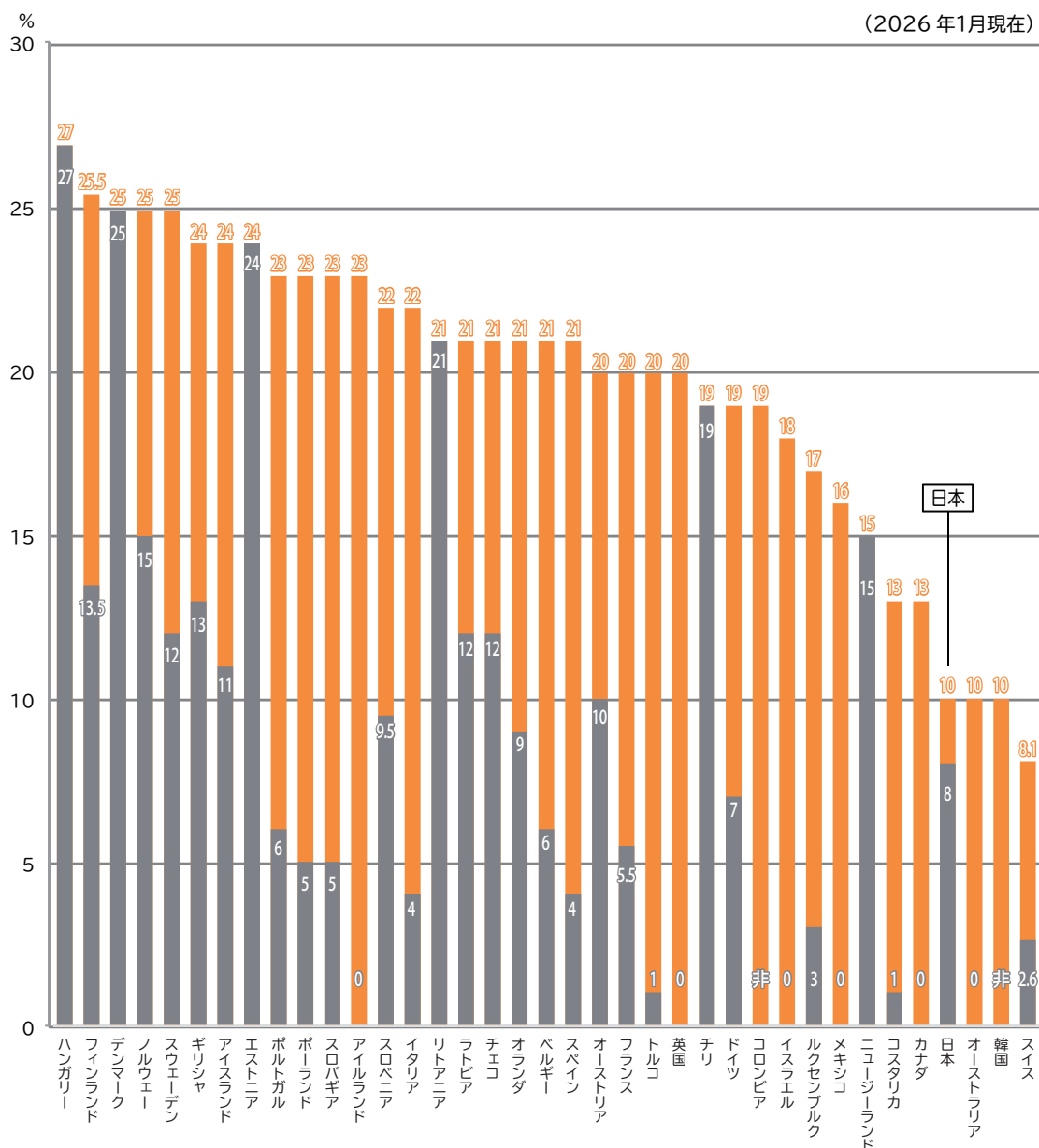
日付	品名	金額
11/1	魚 * ④	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円 消費税 11,200円	
②	8%対象 40,000円 消費税 3,200円	③
	10%対象 80,000円 消費税 8,000円	

④ * 軽減税率対象

従来の一般的な請求書
（単一税率時）からの
追加事項

- ① 登録番号
- ② 適用税率
- ③ 消費税額
- ④ 軽減対象品目である旨

OECD(37カ国)における付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の比較



(備考)上記は、原則的な取扱いを示したものの。なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品の種類によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。

(注1)上記中、■が食料品に係る適用税率である。「0」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国である。食料品に対する適用税率の平均については、非課税は0%であるとして計算している。

(注2)日本については、10%(標準税率)のうち2.2%、8%(軽減税率)のうち1.76%は地方消費税(地方税)である。

(注3)EC指令においては、標準税率は15%以上とすることが求められている。

(注4)イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャについては2025年7月1日現在の情報。

(注5)カナダについては、①連邦税としての付加価値税のみ課されている州、②連邦付加価値税に加えて、州税としての小売売上税も課されている州、③連邦・州共通の税としての付加価値税が課されている州が存在。

なお、表中では③の類型であるオンタリオ州の税率を記載(連邦・州共通の付加価値税13%(うち州税8%))。

(注6)米国では、連邦における付加価値税は存在しないが、州等による地方税として、事業者が消費者に販売する段階で課税を行う小売売上税が存在する場合がある(例:ニューヨーク市の場合8.875%)。

(出典) OECD資料、欧州委員会及び各国政府ホームページ、IBFD等。

